

HSA Compliance Service

有害物質法コンプライアンスサービス

Green & Blue Planet Solutions の HSA Compliance Service は、タイ王国の有害物質法（HSA : Hazardous Substance Act）に関する豊富な知見とタイで積み重ねた実績を活かしたコンサルティングサービスです。

お客様の化学品コンプライアンスをご支援します。



GREEN AND BLUE PLANET
SOLUTIONS

タイ有害物質法について

有害物質法 Hazardous Substance Act B.E. 2535 (1992) の概要

1992年（仏暦2535年）に制定されたタイにおける化学物質管理の中心となる法律。有害化学品の製造／輸入／輸出／保有を規制。有害物質はその有害性レベルに応じて第1種～第4種に分類、管理。工業省工業事業局を中心に、4省の6部局が共同で運用。



農業局
Department of
Agriculture (DOA)



水産局
Department of
Fisheries (DOF)



畜産振興局
Department of
Livestock
Development (DLD)



食品医薬品局
Food and Drug
Administration
(FDA)



工業事業局
Department of
Industrial Works
(DIW)



エネルギー事業局
Department of
Energy Business
(DOEB)



対象事業者



有害物質法の適用対象事業者

有害物質法は、有害化学品の製造・輸入・輸出・保管を規制。有害化学品（単一物質および混合物）に関するこれらの事業を行うタイ国内の個人および法人が適用対象事業者。

なお、本法の該否判定のため、タイに化学品を輸入する際には100%の成分情報を開示することが求められる。企業秘密情報（CBI：Confidential Business Information）が含まれる化学品については、CBI手続きを実施することで通関でのリスクを回避することが可能。CBI手続きは、有害／非有害にかかわらず、すべての化学品を対象として実施可。

各種有害物質に対する義務

第1種 有害物質

- 輸出入事前通知

第2種 有害物質

- 輸出入事前通知
- 製品登録
- 届出

第3種 有害物質

- 輸出入事前通知
- 製品登録
- 許可

第4種 有害物質

- 禁止

有害物質法の義務

有害物質法は、そのハザードレベルに応じて有害物質を4種に分類。第4種有害物質は、製造、輸入、輸出、保管が禁止されており、すなわちタイ国内に存在しない物質。

第1種、第2種および第3種有害物質は、法令を遵守した上でタイ国内で製造、輸入、輸出、保管することが可能。

有害物質法の過去・現在・未来

法整備の経緯

1992年の制定以来、数多くの下位法令の制定、改正、廃止を経て、市民の健康および環境を守るための様々な制度の枠組みを構築。
国際的な化学物質管理の潮流を取り入れつつ、タイ独自の管理ルールを運用。

新規化学物質管理
化学物質のリスク評価



1992
1967年毒物法に置き換わる有害物質法を制定。



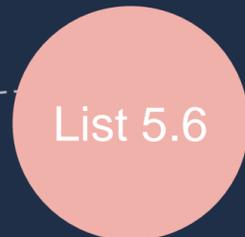
1995
有害物質リストを公布。
本格的に運用を開始。



2001
有害物質法の初めての改正。



2012
化学品の分類・表示に関するGHSを実施するための法令を公布。



2015
有害物質リストを改正し、リスト5.6有害物質の届出制度を開始。



2020
既存化学物質インベントリー（第1版）を公表。

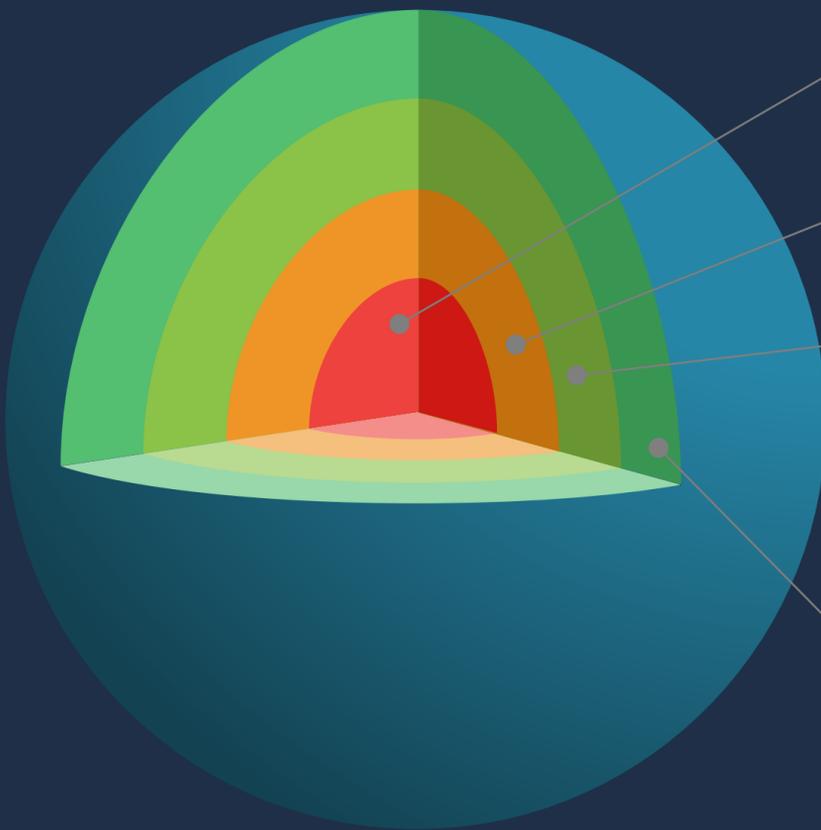


将来は、新規化学物質管理や化学物質のリスク評価に関する制度が構築される見込み。

コンプライアンスを阻む障壁

複雑な法体系と言語の壁

有害物質法は、法律を取り巻く膨大な数の下位法令により運用。コンプライアンスのためには、幾多の法令を熟知し、対応することが必要不可欠。しかしタイ語で公布された複雑な枠組みの法体系の把握は、日本人には非常に困難。



有害物質法

1992年の制定以来、すでに3回の改正を実施(最新改正は2019年)。タイにおける有害物質管理のための枠組みを定める。紐づく幾多の下位法令によって、その詳細を規定、運用。



省令

第3種有害物質の許認可制度の運用について規定。2012年の法令改正により、手続きの詳細や申請書式を刷新。



省告示

幾多の省告示により、有害物質法が運用されている。以下、代表的な工業省告示。

- 工業省告示: 仏暦2547年(2004年)工業事業局の所管に属する有害物質の製造者、輸入者、輸出者、保有者の事実の届出義務
- 工業省告示: 仏暦2551年(2008年)工業事業局が所管する有害物質を扱う事業所に有害物質を安全に保管するための専任者を配置することに関する規定
- 工業省告示: 仏暦2552年(2009年)有害物質の登録、登録書の発行、登録書の更新
- 工業省告示: 仏暦2555年(2012年)有害物質の分類および危険有害性情報の伝達システム
- 工業省告示: 仏暦2556年(2013年)有害物質リスト
- 工業省告示: 仏暦2558年(2015年)工業事業局が所管するリスト5.6に基づく有害物質の製造または輸入に関する事実の届出



局告示

主に、省告示の運用を補足サポートする。以下、代表的な工業事業局告示。

- 工業事業局告示: 仏暦2550年(2007年)化学物質および有害物質の保管に関するガイドライン
- 工業事業局告示: 仏暦2563年(2020年)タイ既存化学物質インベントリー第1版

法令不適合によるリスク

罰則・リスク等

- ◆ 100万Baht以下の罰金、10年以下の禁固刑。継続的な場合は累積的に増加。
- ◆ 事業の改善命令、停止命令。
- ◆ 有資格者の不在等に伴う、行政手続きの遅延。
- ◆ 危険物保管庫の改修、新設のための予期していなかったコスト。
- ◆ 輸入時の通関トラブル。事業の遅滞。取引先への影響。
- ◆ 労働疾病、事故、火災や環境影響。

法令違反は、資金・人材・時間等のリソース、事業計画に大きな影響を及ぼします。
特にカネで買えない時間は、事業や取引先に多大な影響を及ぼすことがあります。

化学品コンプライアンス対策

リスク回避のための必須事項

- 取り扱っている化学品が、有害物質か否か把握していますか？
- 必要な登録、届出、許可取得を行っていますか？
- 保管場所に必要な有資格者を配置していますか？
- 危険物保管庫は、法令の基準を満たす仕様になっていますか？
- 従業員に、SDS等の必要な安全情報を提供していますか？
- 輸入時に、100%開示が求められても通関できる状況ですか？



どこから手をつけていいかわからない。。。。

タイの有害物質法に精通、行政プロセスを理解している弊社にお問合せください。

有害物質法コンプライアンスサービス

法令に精通した日本人およびタイ人のコンサルタントが、日本人マネージャーおよびタイ人現場スタッフを一貫してサポートいたします。



サービス導入の効果

プロジェクト終了後、すべてにチェックが入る状況に。



- ✓ 取り扱っている化学品が、有害物質か否か把握していますか？
- ✓ 必要な登録、届出、許可取得を行っていますか？
- ✓ 保管場所に必要な有資格者を配置していますか？
- ✓ 危険物保管庫は、法令の基準を満たす仕様になっていますか？
- ✓ 従業員に、SDS等の必要な安全情報を提供していますか？
- ✓ 輸入時に、100%開示が求められても通関できる状況ですか？

サービス導入事例

お客様:

業務用プリンターおよびインクの製造販売業

ご相談内容:

日本で製造しているインクが第3種有害物質に該当。タイに輸入する際に必要な手続きがわからない。

提供サービス

インクの輸入に必要なアドバイスの提供および手続きの代行。

- CBI手続き
- 製品登録
- 第3種有害物質の輸入許可

サービス導入の効果

企業秘密を保護した上で、予定通りに必要な行政手続きを完了。遅滞なく事業を展開。

CBI

インクの成分には、お客様もわからない秘密成分が含有。複数の原料メーカー、インクメーカー、タイ輸入者、工業事業局（DIW）との調整を経て手続き完了。



GREEN AND BLUE PLANET
SOLUTIONS

グリーンアンドブループラネットソリューションズ
Green and Blue Planet Solutions Co., Ltd.



1031/13 (3rd floor) Phaholyothin Road, Phayathai,
Phayathai, Bangkok 10400 THAILAND



+66 (0)2 1207621



contact@gb-planet.com



<https://jp.gb-planet.com/>

日本や遠方のお客様には、オンラインでの打ち合わせ等対応させていただいております。
お困りのことがございましたらまずはご相談ください。